

令和5年度第2回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年5月17日(水)午前9時30分～午前10時38分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
片山 潤之、賀屋 忠之、重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、
中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(4名)

伊藤 良一、伊藤 良雄、海地 博志、神田 一夫、

(3)事務局

岸本局長・森原参事・久保主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

山根 良男(やまね よしお) 委員 及び、

吉富 崇子(よしとみ たかこ) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保下郷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は8アールとなります。

議案第2号、上小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は191アールとなります。

議案第3号、黒川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は162アールとなります。

議案第5号、名田島、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は403アールとなります。

議案第6号、秋穂二島、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は14アールとなります。

議案第7号、江崎、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は97アールとなります。

議案第8号、佐山、無償移転です。
申請人は、市内の自宅と大阪府堺市の、二地域に居住する者です。
取得後の経営規模は106アールとなります。

議案第9号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第10号、小郡新町五丁目、無償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は59アールとなります。

議案第11号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は151アールとなります。

議案第12号、阿知須、有償移転です。
申請人は、山陽小野田市内に居住する者です。

取得後の経営規模は26アールとなります。

議案第13号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は285アールとなります。

議案第14号、徳地三谷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は58アールとなります。

議案第15号、徳地堀、地役権の設定です。

申請人は、市内に居住する者です。

自宅を売却するにあたり、自宅からの水が申請地に流れるため、通水の地役権を設定するものです。

なお、農地法第3条による地役権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

3号議案、平川の3条の1号について、担当の方に伺いたいのですが、面積が狭いのにもすごく高い売買価格になっていますが、その辺の事情はどういったものでしょうか。

B委員

申請地の周辺が住宅地で、それでそういう値段が出ているのではないかという風に思います。現在の土地は畑で、そのまま譲り受ける形です。

A委員

譲受人は初めて営農されるのでしょうか。

B委員

その辺については、議案に書いていることまでしか分かりません。特別何らかの話を聞いたものではありません。

C委員

第15号ですが、この地役権、水が流れるものの、家というのは位置図の何も書いていない建物なのでしょうね。

事務局

申請地の北側に、・・・という家がありますが、ここが今回地役権を設定する方が所有している家で、この家の横に山から流れてくる水が溜まる池があり、そこからパイプで地下を通して申請地につながっておりまして、水が流れることになっています。

C委員

それで、地役権を設定する必要があるのだろうか。その辺りが良く分からないので教えてください。

事務局

元々・・・さんの家から・・・さんの畑に水が流れていましたが、・・・さんの議案の住所が緑町になっていると思いますが、現在申請地には住んでいなくて、今度この宅地を売却したいと考えておられるそうです。そうなった時に水が・・・さんという、・・・さんが持っていない土地に流れていますので、今度買われる方が、権利をつけていないと主張ができないということで、買い手がつかないのではないだろうかという不安があるので、しっかりと権利を設定して自宅を売却できるように、というのが・・・さんの思いです。

C委員

売れるかもしれないということで、設定しておくということですね。農地にああいう水路は沢山あるけれど、あえて既得権ではなくて権利を設定したいということだと。

事務局

そうですね、元々・・・さんと・・・さんの間で話をつけていると思いますけれども、今度は別の方に権利が移るということで、設定しておきたいということだと思います。

会長

今のC委員さんの質問ですけれども、これ家がありまして、昔はここ、宅地ではなくて山だった、真砂土を取った残りを平地にした後家を建てられている。だから昔からそういう下水とか雨水とか、そういったものはなかった。それで今までは特に何もされてなかったけれど、今回家を売却するということで、そういう下水とか雨水排水、水が流れるにあたって、他人の土地には流せないということで、ちゃんとした権利を設定したいということで、・・・が申請をされております。

他にはございませんか。

【意見なし】

会長

それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第17号、大内千坊四丁目、用途地域内の第3種農地に、事業所用地を整備するものです。

議案第18号から議案第20号については、同一事業者による、同一事業に関する申請ですので、一括して御説明いたします。

議案第18号から議案第20号、大内御堀四丁目、用途地域内の第3種農地に、公園広場及び分譲宅地を整備するものです。

議案第21号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第22号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、宮野下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地を、隣接地工事のための工事車両進入路として利用するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和6年5月16日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第24号、木町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説

明いたします。

議案第25号、吉敷上東三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、老人ホーム及びデイサービスセンターを整備するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、矢原、公共施設に近い第3種農地に、建売住宅を建築して販売するものです。

議案第29号、前町、用途地域内の第3種農地に、貸コンテナ倉庫を整備するものです。

議案第30号、鑄銭司、農用地区域内の農地に、近隣工事のための資材置場を整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和6年3月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第31号、鑄銭司、公共施設に近い第3種農地に、事業用駐車場を整備するものです。

議案第32号、鑄銭司、公共施設に近い第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第33号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事業用駐車場を整備するものです。

議案第34号は、都市計画法に定める開発行為許可申請に関する協議により、申請中の土地利用計画を見直す可能性が出てきたことから、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです。

議案第35号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第36号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第37号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第38号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第39号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第40号、小郡上郷、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、小郡前田町、用途地域内の第3種農地に、店舗を建築するものです。
なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第42号、小郡新町一丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第43号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第44号から議案第49号につきましては、「山口市の生活環境の保全に関する条例」に基づく届出書類の提出がなく、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです

議案第50号、徳地小古祖、集団的に存在する第1種農地に、資材置場を整備するものです。

この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第51号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

D委員

太陽光の問題で、外国人を主体とした方々が、数年たったら転売する、ということがあります。

実は私も、太陽光を設置する側の会社、東京の、そこの職員というか、山口県の代表者

が知り合いにいますものですから、久しぶりに会って、太陽光の話の中で、東京の会社もですね、太陽光が設置されて後、どういう風になっていくかというところまでは、彼らも正直に言って掴んでいないんですよ。で、そういう風なことが続いていったら、日本国中の農地というものが、あちこち虫食い状態になって、きちんとした農業ができなくなっていくようになるんじゃないか。

それから維持管理、責任者というものがどこになるのか、ということ聞いてみました。それで作って数年間の間は確かに今自分たちが、持っている会社が責任を持つけれども、その後についてはもう分からないそうですね。そういう中で色々大きな問題をはらんでいるのでしょけれども、国あたりとの、農業委員会と言いますか、農業会議と言いますか、そういう風なところでどのような考え方を国は持っているのか、そういう情報を持っておられたら教えていただきたい。

事務局

農地でも農地以外でも山林など、色々な所に太陽光発電設備が増えている状態です。国の中でも環境省、環境部門は積極的に自然エネルギーを導入していきたいという考えで、どんどん進めていきたいという方向でいます。ただ、農地であれば当然農林水産省側として農地の保全、周囲の営農に支障がないようにやらなければならない、ということで対処するし、山であれば林野部門が、やはり開発の方法について支障が出てくるものについてはやめてほしいという話はしていると思います。

それで今D委員が仰った、例えば数年間は太陽光発電を設置した業者が責任を持つが、その後他の人に施設ごと転売する、発電事業者が変わるということについて、どのような規制があるのか、どう考えているのかという点については、環境省が導入の推進に関するお話をする中で、課題としては上がっていますけれど具体的に「こうしましょう」という結論に至っている訳ではありませんし、方針として「こうした方が良い」というものが決まっているようには、今のところ見受けられない状態です。

会長

前回市議会の一般質問でも議員さんから出ておりましたけれども、これといった執行部側の答弁もない、環境条例あるいは要件で、これといってやめさせられる権限もない。だから私にも相談がありましたけれども、やはり申請書で不備がなければ、書類審査をして通過させなければならない。ですから我々農業委員としては、設置する側、あるいは提供

する側、それと反対する方は隣接の方、それから集落の方々ですけれども、委員は板挟みになる状態ですね。だから大きな問題があれば別ですけれども、それがなければ致し方ないかな、という気もいたします。

御存知のとおり、阿東と徳地で営農型太陽光発電、これが設置されると。それで阿東の方はよく分かりませんが、徳地の場合は営農型太陽光のパネルが設置されて、すべて完了しております。後はサツマイモを作られるということですから、いつサツマイモを差されるのかな、と見ているのですけれど、その隣に住居がありまして、その方に言わせれば、「できればやってほしくない。玄関を開ければ3mの高さのパネルが見える訳ですから、あまり環境は良くないですけれども、これと言ってなければ仕方がないかね。」と言われて渋々承諾されたような状況です。

だから私達も農業委員として相談には乗るけれども、会としてこれと言って結論を出すところまではいかないというのが、我々の板挟みかなと感じております。

他にはございませんか。

【意見なし】

会長

ないようでございますので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第34号、及び議案第44号から議案第49号を除くすべての議案について「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第16号、第18号から第20号、第25号、第30号、第31号、第50号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。合わせて、参考位置図43ページを御覧ください。

議案第52号、桜畠三丁目、用途地域内の第3種農地で、自宅の敷地を拡張し、併せて道路及び貸駐車場を整備するものです。

この事案につきましては、令和5年1月19日付けで、自宅敷地拡張と、道路及び貸駐車場の整備を転用目的とした農地法第4条の許可を受けましたが、貸駐車場について1台分の利用見込がなくなったことから、貸駐車場の台数及び自宅敷地の拡張面積を変更するものです。

議案第53号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、老人ホーム及びデイサービスセンターを整備するものです。

この事案につきましては、令和3年10月19日付けで、農地への進入路及び作業時の駐車場の整備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、年齢等の身体的事情により営農が困難になったことから、譲受人に事業を継承し、目的を変更するものです。

議案第54号、秋穂二島、農用地区域内の用途区分が変更された農地に農機具置場、事務所兼休憩所を整備するものです。

この事案につきましては、令和3年8月30日付けで、農機具置場及び事務所兼休憩所の整備を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、資材の納入が遅れ、工期限内に工事が終わらなかったことから、期間を延長するものです。

議案第55号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和5年1月19日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、事業者が近隣で実施していた工事の施工期間が当初想定より延びたことに伴い、本事業の期限内の完了も困難になったため、期間を延長するものです。

議案第56号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和5年1月19日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、法定外公共物に関する境界確認作業を追加で行う必要が生じ、境界立会(きょうかいりっかい)等に時間を要したことで、本事業の期限内の完了が困難になったため、期間を延長するものです。

議案第57号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和2年11月20日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、コロナや円安による価格高騰の影響で、当初想定していた太陽光パネルの確保ができず、期限内の設置が困難なため、期間の延長及びパネルの変更を行うものです。

議案第58号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和2年11月20日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、コロナや円安による価格高騰の影響で、想定していた太陽光パネルの確保ができず、事業の実施が困難になったことから、事業を継承し、期間の延長及びパネルの変更を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区、川東地区及び徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

E委員

議案第57号と58号ですが、申請は令和2年になっていますね。もう2年ちょっと経過していますが、現地はそのまま放置された状態のまま、ということですか。

事務局

現地は何もされていなくて、そのままの状況です。

E委員

太陽光発電設備を設置する場合に、何年以内に設置するといった、そういうものはないのですか。

事務局

転用についてであれば、許可後2年以内ということになります。

E委員

他に何もありませんね。ということは今回パネルが足りなくて、延期されていていっているのですが、これが続くことが、パネルが入らなければあり得るということですか。

事務局

パネルが確保できなくて、当初の申請期限内に終わらなければ、同じような、令和2年頃に許可を受けたものについてはあり得ると思います。

E委員

ほとんどのパネルは外国製だと思います。今は中国製が多いんですが、今後確保できるのかな、と思いました。

会長

他の委員さん、何かございますか。

【意見なし】

会長

特にないようでございますので、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更については、すべて「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

本日お配りしております、議案第59号をお開きください。

議案第59号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計136筆 217,830 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案36ページをお開きください。

議案第60号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計222筆、527,408㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案37ページをお開きください。合わせて、参考位置図48ページを御覧ください。

議案第61号から議案第67号について、一括で説明いたします。

中央地区1件、川西地区1件、徳地地区2件、阿東地区3件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第61号、第63号、第65号から第67号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第62号及び第64号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、それでは、議案審議に入ります。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

A委員

職代として二つの会議に出席しました。

まず、受委託者協議会。農作業の受委託をしている人たちの協議会に参加しました。昨今色々値上がりしていますので、今回も若干の値上げをしようという結果が出ました。ただあくまでも、委託する方と受ける方との協議で決められますので、あくまでも目安ということではありますけれども、傾向としては若干の値上げが山口地域ではありました。

もう一つ、山口中央地域農業再生協議会の総会に出ました。説明についてはいつも変わりませんが、どれだけの助成金が出てくるかと、今年は少し値上げの分もありました。

それからいつものことですが、・・・の方がよく質問をされるので、それに対しての執行部

側からの回答の中で、やはり肥料価格が上がっていますので、土づくりをどうするか、地力を高めるためにはどうするか、ということがこれから大変だということで、そういったところで交付金も色々出ていますけれども、指導員の問題だろうと。JA山口県では300人の枠を用意して、特殊の専門の技術員を要請してというのが、ようやく整ってきたみたいで、山口中央地域にも何人かいらっしやると。少しでもそういった技術が上がれば良いなということがありました。

その次は新規需要米について、専用品種、単価が高く付くけれども、そういったものを取り組んでどうかということがありました。

それから麦についての質問がありまして、山口では「せときらら」をやっているけれども、粉を作る側から人气が悪くて、「せときらら」を減反しようと言われたが、作る方はやりたい。じゃあ何で嫌がられるかという、たんぱく質の含有量がバラバラだからだと。だから一定にするためにそういう技術指導が必要なんじゃないかというようなことがありました。それから二島のカントリーでは「せときらら」しか受け入れてくれない。他の小麦は打って出てくれない。で、他のところでやらせてもらえないか、と。防府の台道ではちょっと受けていただいているようだけれど、今のところその辺が中々難しいと。作ってもそういったところで引き受けてくれないという状況が起きているようです。

それからミール大麦について、70トン必要なんです、植えたいけれども植えられないというようなことで、配分も大きくなったんだけれども、やっぱり単収が上がってきているから面積を増やせないというような状況があるようです。

それから大豆の品種についてもありました。

それから肥料、農薬、資材の高騰を、農家としては価格に転嫁できていない状況があり、日本ではもう少しそれができると、農政で提言活動をしてはどうかというのが最後にありました。最近農政面では農業者からきかけというのが、農協の力が弱くなったのかもしれませんが、そういったことが一切されていけませんので、そういったことをどんどん進めていってほしいということがありました。

それから小鯖の・・・、元農業委員ですが、その方の質問で、それぞれのところで早く特産を見つけて作るべきではないか。もっともっと野菜を食べて、長野県の3分の1しか消費していないような状況なんで、もっと野菜を食べる働きかけをしてはどうかと。で、他所には加賀野菜とか京野菜とかあるのに、防長野菜といったものがない、そういったものを早く決めて高収益の上がるようなこととしてはどうかという意見がありました。

それから家畜飼料としてのとうもろこしの件ですが、収量が上がっていない。昔の圃場

整備したところでは排水が悪いから中々そういう所では取り組めない問題があると。

最後に、担い手がないけれども夢がある農業をみんなでしていこうじゃないかという呼びかけがありました。農協側からの回答としては、5か年計画をこれから作っていくから、そういったところで取り入れていきたいというようなことでした。以上、報告です。

会長

ありがとうございます。農業も今、色々難しい時期にきていますけれど、中々今の話の中で全て入っていたような気がします。

これは余談ですけども、日本の県庁所在地で山口県山口市、これ年間のコメ消費量一番下なんですよ、47kg。一番多いのが石川県、80何kg。大体2分の1。そういったことからすれば、野菜をもっと食べるべきだ。野菜とコメをもっと食べていただくように、行政あるいは農家がですね、今からやっていかないといけないのではないかと考えております。現実「コメは余っている」とは言いながら、私も給食の業者と付き合いはありますが、いろんな面でコメが足りない。先日も防府のコメ屋さんが、特養施設のコメが足りないから残りを全部売ってくださいと言われましたけれども、実際にコメが余っているかと言って、数字的なものがどういう風になっているかというのは全く分からない。だから今、コロナが収まりかけてですね、コメの消費も外食産業もじわじわ伸びつつあります。先日から私も、去年よりは今年は毎日精米しているような状況ですから、今からまだまだコメは足りなくなっていくのではないかな、という気がいたします。

それぞれ農業者の方は、それぞれの思いがあるとは思いますが、自分の経営を見つめながら、またそれなりに、肥料の高騰、資材の高騰等について、いろんな形で価格などで対応していくことなると思います。

それでは委員の方から、何かありますか。

【意見なし】

会長

ないようですので、それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年5月17日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 山根 良男

署名委員 山根 良男

記 録 者 久保 謙一郎